



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 25 (2013年1月17日発行)

あけましておめでとうございます。

新年第一号のタイ国法律改定情報(Vol. 25)は、1月3日に発布された

「投資委員会告示第 3/2550 号、第 2/2552 号、第 2/2553 号、第 3/2554 号及び第 6/2554 号に基づく特別投資奨励措置に従い奨励を受けているプロジェクトの法人税免除恩典行使」

をお送りいたします。

投資委員会より恩典を受けて事業をされている方が多いと思いますが、今一度、恩典の内容を見直してみてはいかがでしょうか。

投資委員会事務局指令

(คำสั่งแจ้งสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

カムชี่เจ็อนซัมนาฏก่านคานากันมาค่านซอนสุมค่านรอนทอน)

投資委員会告示第 3/2550 号、第 2/2552 号、第 2/2553 号、第 3/2554 号及び第 6/2554 号に

基づく特別投資奨励措置に従い奨励を受けているプロジェクトの法人税免除恩典行使

(เรื่อง การใช้สิทธิและประโยชน์การยกเว้นภาษีเงินได้นิติบุคคลขอโครงการที่ได้รับการส่งเสริม ตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนกรณีพิเศษ ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ ๓/๒๕๕๐, ๒/๒๕๕๒, ๒/๒๕๕๓, ๓/๒๕๕๔ และ ๖/

๒๕๕๔

ルアン ค่านชัยสิทธิเต็ลปราออ์ค่านยอกเว็นปาร์ชีงันไดนิติบฏคอนคอนค่านตี้ดัยรา
ฏค่านซอนสุม ต่อมมาร์ตราค่านซอนสุมค่านรอนทอนคอรานีบีเซ็ท ต่อมปราค่านคานากันมา
ค่านซอนสุมค่านรอนทอน टीเอร์-3/2550, 2/2552, 2/2553, 3/2554 及び 6/2554)

特別投資奨励措置に従い奨励を受けているプロジェクトの法人税免税恩典行使について明確にするために発布する。

1977年投資奨励法第13条の権限に基づき、投資委員会事務局は、投資委員会より委任を受け、投資委員会告示第3/2550号、第2/2552号、第2/2553号、第3/2554号及び第6/2554号に基づく2011年7月4日付け指令「特別投資奨励措置に従い奨励を受けているプロジェクトの法人税免除恩典行使」を廃止し、新たに恩典行使に関する指令を以下の通り発行する。

1. 「既存の事業」とは、投資委員会告示第3/2550号、第2/2552号、第2/2553号、第3/2554号及び第6/2554号に基づく特別投資奨励措置に従い、奨励申請書を提出する前から操業しており収入を得ている事業をいう。
2. 法人税免除対象となる所得は、奨励証の交付を受けた後に生じた所得であること。
3. 2012年度以降の会計期間において法人税免除恩典を行使する場合、被奨励者が各年度において法人税免除の恩典を行使する額が、被奨励プロジェクトの投資開始日からの実際の投資額から当該年度以前に免除恩典を行使した法人税額を控除した額を超えないこと。
4. 被奨励者がある年度において、法人税免除の恩典行使を申請せずに純利益に対する法人税を支払った場合、支払い済みである当該法人税額は、奨励証書の記載に基づき免除を受けている法人税額から控除しない。しかし、法人税免除期間は、奨励証書に基づくプロジェクトの収入があった日より連続して数えた期間とする。
5. 既に奨励を受けているプロジェクトの場合、事務局は、新規奨励証交付の際に、古い奨励証を無効にする。

以上、通知する。

投資委員会事務局

2013年1月3日

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai Communication)

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は 2月21日(木) です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら

下記までご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もり

いたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ